

## 「雇用就農資金」 Q & A

### 【Q①】「農の雇用事業」と「雇用就農資金」の違いを教えてください。

【A】 基本的な事業要件の違いはありませんが、支援の考え方が大きく異なります。「農の雇用事業」は、研修指導者が研修生に、農業技術等の指導を行った事に対する「研修指導謝金（指導単価：2,500円）」として支援していました。

一方、「雇用就農資金」は「雇用継続」されている事に対する支援となります。ただ、「雇用就農資金」も「農の雇用事業」同様に採択を受けた従業員の人材育成を行う事は重要である為、応募申請時に定めた研修計画に基づき、研修指導者が支援対象となる従業員に研修指導を行う事は必要となります。事業要件では年間300時間以上（月当たり25時間以上）の研修が必要となっています。

支援期間が農の雇用事業の時の2年から雇用就農資金に切り替わり4年に伸びた事も違いとしてあります。支援額は農の雇用事業の時と同じく支援期間を通じて最大240万円が上限となります。

### 【Q②】 助成金申請事務は何か変わりますか。

【A】 「農の雇用事業」は、研修指導に対する謝金として支援を行う事から、研修指導を行った日毎に、その都度、研修時間と研修内容等を事細かに整理する必要がありました。

「雇用就農資金」では、雇用継続に対する支援である事から、「農の雇用事業」の様な事細かな研修時間や研修内容の整理は求められません。ただ、「年間300時間以上の研修」を行う事が求められる為、月当たりで何時間の研修を行ったか、どの様な研修を行ったか、等の整理はこれまで同様に求められます。

よって、助成金申請事務としては、大幅に軽減されています。

例えば、6ヶ月分の助成金を請求する場合、農の雇用事業では月毎にA4で5ページの研修時間と研修内容の整理、研修指導者・研修生所感整理が必要でした。6ヶ月で30枚という計算になります。これが、雇用就農資金に切り替わり、研修時間や研修内容、研修指導者・研修生所感をA4で1ページに整理する内容に変わっています。

なお、出勤簿や賃金台帳の管理・提出は、労働基準法の観点から整備が求められている内容であり、雇用就農資金でも同様に整備・提出が求められます。

### 【Q③】 研修指導するという事は、どの様な事ですか。

【A】 応募申請時に定めた研修計画に基づき、研修指導者が支援対象となる従業員に仕事を通じて農業技術や知識、経営ノウハウ等を教える必要があります。これを「OJT研修」と言います。

一般的に「OJT研修」は、対象となる従業員の仕事の質や量、責任、権限等を整理した上で、研修計画を立案し、それに基づき、①やってみせる（指導する側が手本を示す）、②説明・解説する（指導する側が手本の意味等を説明・解説する）、③やらせてみる（対象となる従業員にやらせてみる）、④評価・指導する（やらせた結果に基づき、出来ている部分、出来ていない部分を確認・評価し、出来ている部分は仕事を任せて伸ばし、出来ていない部分は追加指導する）の行程を繰り返して行く中で、成長を促していく事が求められます。加えて、研修計画は、対象となる従業員の能力や成長速度に応じて、見直して行く事も重要です。更に、その成長如何によって、出来る仕事、任せる仕事が増え、仕事の質も高まれば、給与査定等に反映する事で、従業員のモチベーションも高まり、結果、定着率も高まる事になります。

### 【Q④】 研修指導者となる方が農業経験5年に満たないですが、応募申請出来ますか。また、経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金経営開始型）を受給中ですが、応募申請出来ますか。

**[A]** 農業次世代人材投資資金経営開始型早期経営確立者又は認定農業者の経営改善計画認定書の認定を受けている場合は、その代表者が研修指導者になる場合に限り、5年の農業経験がなくても問題ありません。なお、経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金経営開始型）受給中の経営者については、雇用就農資金も同じ「新規就農総合対策」の資金面の支援となる事から、同一経営体が2重に助成金を受け取る事が出来ない様になっています。

**[Q⑤] 正社員とは何を基準に判断しますか。また、正社員であれば、応募申請出来ますか。また、特定期間内で独立就農を目指す方を雇用した場合はどうですか。**

**[A]** 正社員の判断基準は、①期間の定めのない雇用契約か（年間通じて間が開く事なく就業している実態があるか）、②年間平均週35時間以上の雇用契約か、またその就業実態があるか、③雇用保険や厚生年金健康保険（法人に限る）の資格取得がされているか、労災保険が加入されているか等となっています。

また、正社員であっても、募集期間内で募集要領等に定められた正社員採用期間内に採用・就業開始している必要があります。当事業要件では、支援開始迄に正社員として4ヶ月以上、1年以内の就業をしている事が前提となります。それを超える正社員の就業期間がある場合やそれに満たない就業期間の場合は、応募申請出来ません。なお、採用は雇用契約を交わして就業開始する期間であって、内定日とは異なります。

また、当事業は雇用就農志向の方だけでなく、独立就農志向の方も応募申請出来ます。この場合、特定期間内で独立就農を目指す事が決まっていれば、期間の定めのある有期雇用契約（常時パート等の契約）でも可能となっています。ただし、独立就農志向の方であっても、雇用就農志向者同様に①週労働時間35時間以上の勤務や②雇用保険・労災保険の加入（法人の場合は厚生年金・健康保険の加入）は義務化されています。なお、独立就農志向の申請の場合、研修計画に経営ノウハウの指導を行う事が盛り込まれ、かつ実践する事が必須であるのと、支援期間終了後の独立就農に係わる継続的なフォローアップが必須となっています。

**[Q⑥] 外国人を雇用していますが、応募申請出来ますか。**

**[A]** 日本に在留資格（在留証明書が必要）のある定住外国人は応募申請出来ます。

しかしながら、外国人技能実習生や特定技能外国人は一定期間で母国に帰国するため、期間の定めのない正社員の雇用契約が出来ない事から対象外となります。

**[Q⑦] 過去に「農の雇用事業」等で2名採択を受け、助成金も受給しましたが、いずれも離農しました。定着率に課題がありますが、応募申請出来ますか。**

**[A]** 募集開始する年度から過去5年間に遡り、「農の雇用事業」等雇用就農関連事業の研修生数が2名以上いて、助成金を受給した場合、定着率1/2以上でないと応募申請出来ません。

なお、雇用就農資金で1名採択を受け、助成金を受給した後に離農した場合、次に応募申請する為には、離農した従業員と同等の労働条件の方（補完雇用就農者）を1名採用し、更にもう1名応募申請する方を採用（増加分）しないと申請する事は出来ません。但し、この場合、補完雇用就農者は支援対象外となります。

「雇用就農資金」の目的は、次代の農業の担い手を増やして行く事であるため、このような制度設計となっています。（農林水産省令和7年度予算概算要求では、当補完雇用就農者（増加支援要件）の要件見直しが表示されています）

**[Q⑧] 採択を受け、助成金を受給した後に、対象となる従業員が離職・離農となった場合、受給した助成金は返還となりますか。**

**[A]** 助成金を受給した後に対象となる従業員が離職・離農しても受給した助成金の返還にはなりません。助成金の返還は、助成金の受給後に①応募申請書や助成金申請書に虚偽があった場合、②事業要件に抵触した場合、③助成金支払ルールに抵触した場合等に際して求められます。その場合は、受給した助成金以外で補助金最適化法に基づく加算金も求められます。なお、本件の様な問題が無い限り、助成金の返還には至りませんが、前述 [Q⑨] の定着率要件や補完雇用就農者（増加支援要件）は影響を受ける事になります。

**[Q⑨] 「農の雇用事業」では常時従業員 10 名以上について、応募申請制限がありました。が、「雇用就農資金」では同様の要件はありますか。**

**[A]** 「農の雇用事業」では、年度内に応募申請出来る人数は、常時従業員 10 名以上 20 名未満は 2 名、20 名以上は 1 名と制限がありました。一方、「雇用就農資金」では、応募申請制限が撤廃され、常時従業員数に係わらず、年度内に事業要件に該当する方を採用していれば、何名でも申請する事が可能となっています。

「雇用就農資金」では、人材育成や労務管理力、経営力等に優れた経営体で、従業員の定着率も良ければ、年度内に何名でも申請する事が可能となっています。

**[Q⑩] 50 歳以上の方を正社員雇用しましたが、応募申請出来ますか。**

**[A]** 50 歳以上に対する応募申請の特例措置はありません。令和元年度から令和 2 年度に掛けて、緊急的に 50 歳以上 60 歳未満のシニア世代を対象として、「農の雇用事業」の関連で研修支援事業が仕組みされましたが、現在は、これに代わる事業は仕組みされていません。

**[Q⑪] 代表者の親族（三親等以内）でも応募申請出来ますか。**

**[A]** 代表者と同居しておらず、親族以外（三親等以外）の雇用条件が同等の従業員（雇用形態、労働時間、休日・休暇、給与・手当、昇給・賞与・退職金、加入保険等の労働条件が全て同じ従業員）がいれば、申請出来ます。なお、比較対象となる従業員と労働条件や賃金等において差が確認された場合、その理由書を求める場合があります。

**[Q⑫] 県立農業大学校で就農準備資金（旧農業次世代人材投資資金準備型）を受給した者を正社員雇用しましたが、応募申請できますか。**

**[A]** 県立農大の他、全国型の就農準備資金の支援を受けた者の場合は、雇用就農資金への移行は可能です。また、準備型から雇用就農資金への移行について、畜種から耕種や耕種から畜種への移行は認められています。

**[Q⑬] 応募申請様式の研修計画はどの様にして作成したら良いですか。**

**[A]** 研修計画は、研修作目毎に年間作業内容を洗い出し、その作業に対してどの様な技術、知識が必要となるかを整理する必要があります。

また、4 年間の研修計画を整理する上で、対象となる従業員の成長も鑑み、発展的な計画を整理する事が求められます。したがって、1 年目、2 年目、3 年目、4 年目で対象となる従業員に

の様に成長して欲しいか、どの様な仕事の責任・権限を与えて行くかも考慮しながら作成する事が求められます。

なお、令和4年度～令和6年度迄に採択を受けた経営体の研修計画は、事業要件の観点から農業をはじめ.jpでの公開となります。熊本県農業会議ホームページの新着情報の「雇用就農資金募集・採択情報」から「採択結果」等でリンク一覧整理しています。

※上記以外で、「雇用就農資金」の事業要件や応募申請方法の他、準備する書類等、ご不明な点は、熊本県農業会議迄ご相談下さい。(TEL : 096-384-3333、担当 : 岩崎、松嶋、出田)